

令和5年度 簡易申告書の提出について（お願い）

あなたの世帯につきましては、令和4年中の所得状況が確認できておりませんので、~~令和4年度~~簡易申告書を送付しています。

正しくは令和5年度です。

国民健康保険料を適正に決定するため、別紙簡易申告書にお名前がある人については所得状況を記入のうえ（収入がない人も記入する欄があります）、提出をお願いします。

① 提出はお早めに。

提出期限内に同封の返信用封筒にて、返送してください。（切手は不要です。）

提出が遅れた場合、国民健康保険料の減額判定や所得割保険料の確定が遅れることがあります。

② 昨年の所得が基準額以下の場合、国民健康保険料の減額措置があります。

減額を受けるための申請は不要ですが、世帯の合計所得金額が基準額以下であるかの判定を行わなければなりません。そのため、国保加入者全員の前年中の所得状況が判明している必要があります。

③ これは市民税・県民税の申告ではありません。

④ 記入が終わったら、もう一度点検を。

記入内容が十分でない場合、区役所（出張所）からお問い合わせをすることになりますので、記入漏れがないか、もう一度点検をしてから提出してください。また、今回報告した内容が、後日税務署の申告等により変更となった場合は、国民健康保険料が変わることもあります。

裏面に簡易申告書の記入例がありますので、ご覧ください。

● 低所得者に対する保険料の減額措置の基準額が変わります。

保険料算定の基礎となる前年中の世帯の所得総額（国保加入者全員分）が、国の定める基準額以下の世帯は、均等割保険料と平等割保険料が減額されます。

減額割合	基準額（前年中の所得の合計が下記の金額以下）
7割	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)※1
5割	43万円+29万円×被保険者数※2+10万円×(給与所得者等の数-1)※1
2割	43万円+53万5千円×被保険者数※2+10万円×(給与所得者等の数-1)※1

※1 下線部の計算式は、同一世帯内に給与所得【給与収入55万円超】または公的年金等に係る所得【公的年金等収入60万円超(65歳未満)または125万円超(65歳以上)】を2人以上有する場合に適用されます。

※2 被保険者には、後期高齢者医療制度の被保険者になったことにより国民健康保険の資格を喪失した人で、引き続き国民健康保険の同一世帯に属する人（特定同一世帯所属者という）を含みます。国民健康保険の世帯主であった場合は、引き続き世帯主であることが特定同一世帯所属者の条件です。

● 所得がない人はオンラインでも申告できます。

令和4年中の所得がない人は市ホームページから申告することもできます。

詳細については市ホームページ（「福岡市 国保 簡易申告書」）で検索ください。